

入札参加に当たっての留意事項（建設工事）

京田辺市

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、京田辺市契約規則、京田辺市公共工事電子入札運用基準、入札公告、入札参加資格確認通知書（指名通知書）、仕様書、図面等のほか、次の事項に留意してください。

1 入札に当たっての留意事項

- (1) 京田辺市では、予定価格の事前公表及び事後公表の試行を行っています。最低制限価格未満での入札又は事前公表された予定価格を上回る金額での入札は失格となりますので、注意してください。なお、入札回数は、1回限り（入札公告で再度入札を実施することを定めた予定価格事後公表案件を除く。）です。
- (2) 予定価格は、消費税抜きの金額です。また、入札書記載金額も消費税抜きの金額となりますので、間違わないよう十分注意してください。
- (3) 入札時に入札価格を積算された工事費内訳書を必ず入札書とともに提示（電子入札の場合「添付」。）してください。工事費内訳書の提示等がない場合は、入札に参加できません。（入札公告で再度入札を実施することを定めた予定価格事後公表案件の再度入札時を除く。）
- (4) 入札書に記入する金額は千円止とし、その表示方法は、「××, 000円」など、金額が特定できる表記としてください。
- (5) 落札価格が高いと判断した場合においては、入札を保留し、入札参加者全員の工事費内訳書の内容を重点的に調査の上、その取扱いを別途連絡します。

2 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書作成に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 工事費内訳書の様式は「任意」としてはいますが、項目については、閲覧設計図書に添付する工事設計書の表紙に必要な箇所を提示しますので、その項目に一致させて作成してください。ただし、表紙は、工事番号、工事名、商号名を記載し、工事費内訳書の合計金額は、他に知られることがないように記載しないでください。
- (2) 有効としない内訳書を提出した場合、その入札は無効となります。有効としない内訳書の判断基準については、本市ホームページの「建設工事の入札時における工事費内訳書の提出について」に掲載していますので、十分確認のうえ、入札してください。
- (3) 積算ソフトを使用される場合や積算を第三者に委託する場合でも、自社で調達可能な労務費、資材費等によって再計算を行った上で、内訳書を作成してください。

3 技術者の適正配置について

- (1) 建設業法等に規定している事項を遵守してください。
- (2) 技術者及び現場代理人の配置については、本市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を参照してください。
- (3) 入札参加資格確認申請の際に下請予定額及び配置予定技術者調書の提出を求める場合は、下請予定額に応じて監理技術者等を記載してください。（下請予定額調書は、5,000万円以上〈建築一式は8,000万円以上〉の工事案件について、提出を求めます。）
- (4) 一般競争入札において入札参加資格確認通知を受けた者が技術者等を配置できなくなった場合、また、指名競争入札において指名通知を受けた者が必要となる技術者等を配置できない場合は、入札を辞退してください。

- (5) 入札時点で配置を予定していた技術者が、他の落札案件に配置する等の理由により配置できなくなり、入札に参加する資格がなくなった場合、開札日の前日までに「入札無効申請書」を押印の上、入札担当課に持参により提出することで、当該案件の入札を無効にすることができるものとします。

4 その他

(1) 入札の辞退

開札の開始前まで（紙入札の場合は入札書の投函まで、電子入札の場合は入札書を提出するまで）は、入札辞退届の提出又は電子入札システムへの入札辞退届の登録により、入札を辞退することができます。なお、理由なく入札に参加しなかった場合、本市の競争入札参加資格の停止措置を受けることがありますので、ご注意ください。

- (2) 設計図書等に疑義がある場合は、「質問書」により提出期限までに書面又は電子メールで提出してください。

- (3) 入札締切後に公表する予定価格に疑義がある場合は、「予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要綱」に基づき、質疑をすることができる期間内に、FAX 送信の上、電話連絡してください。

(4) 再度入札

入札公告で再度入札を実施することを定めた予定価格事後公表の案件で、開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上）の価格の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札に関する事項は、対象案件の入札公告に記載します。

(5) おそれ情報について

建設業法・入契法の改正（令和 6 年 6 月 14 日公布）に伴い、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認められるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知することが義務事項になりました。

(6) 建設業者の社会保険等加入対策について

京田辺市では、令和 3 年 5 月から建設工事請負契約書の条項を追加し、社会保険等に未加入である建設業許可業者が一次下請負人になることを全面的に禁止しています。ただし、関係法令により適用除外とされている場合は、未加入として扱いません。

建設工事の入札時における工事費内訳書の取扱いについて

令和8年2月1日

京田辺市建設部

京田辺市が発注する建設工事における入札時に提出すべき工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

1 有効としない内訳書について

(1) 内訳書の未提出等

- ア 提出が必要な内訳の項目の全部又は一部が提出されていない場合。
- イ 内訳書とは無関係な書類が提出された場合。
- ウ 他の工事等の内訳書である場合。
- エ 内訳書が白紙である場合。
- オ 内訳書が特定できない場合。
- カ 内訳の記載が全くない場合。

(2) 内訳書内容の不備

- ア 提出が必要な内訳の項目に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその項目であると認められるものは有効とする。
 - イ 提出が必要な内訳の項目の縦計算及び合計額に誤りがある場合。
 - ウ 入札書記載金額と内訳書の合計額が相違する場合。
 - エ 値引きなどマイナス表示が記載されている場合。ただし、スクラップ控除等マイナス計上すべきもの、又は入札書記載金額と一致させるために千円未満の端数を処理したものは有効とする。
 - オ 表紙がない場合又は表紙に工事番号、工事名及び商号又は名称の全部又は一部の記載がない場合。ただし、明らかに入札対象工事等であり、その者であると認められる場合は有効とする。
 - カ 工事番号又は工事名に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかに入札対象工事等と認められるものは有効とする。
 - キ 商号又は名称等に誤りがある場合。ただし、一部文字の誤字・脱字はあるが、明らかにその者のものと認められるものは有効とする。
 - ク 材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費又は建退共掛金に未記載がある場合
- ※ただし、経過措置として、令和8年3月31日までに入札公告又は

指名通知するものについては、記載がない場合も有効な内訳書とみなします。

(3) 提出ファイルの不備

ア 京田辺市公共工事電子入札運用基準で定めるファイル形式以外で提出した場合。

イ コンピューターウイルスに感染したファイルで提出した場合。

2 内訳書の再提出について

(1) 入札書を提出した者は、内訳書に誤りがあったことに気付いた場合等、必要に応じ内訳書を再提出することができる。ただし、この場合において、入札書の再提出はできない。

(2) 内訳書を再提出しようとする者は、必ず、発注機関へ事前に電話又は来庁による申し出を行い、発注機関が指示する日時（指示がない場合は、開札予定日時）までに、紙による持参により提出することとする。この場合において、内訳書は封印のうえ提出のこと。

(3) 再提出された内訳書については、発注者が受け付けた時点で、正規の内訳書として取り扱うこととする。この場合において、当初提出された内訳書の内容は採用しない。

(4) 発注機関は、内訳書不備に対する指摘や再提出の指示は行わないこととする。

3 入札参加者等からの問い合わせについて

発注機関は、開札前に入札参加者等から提出された内訳書が有効であるかの問い合わせに応じないこととする。

4 内訳書の調査について

内訳書の有効性を確認する調査は、落札候補者を重点的に行うこととし、落札候補者のみを対象とすることができる。ただし、発注機関が必要と認める場合は、当該調査を入札参加者の全部又は一部に対し行うことができる。

5 内訳書の確認時期について

内訳書の有効性を確認する調査については、開札時に行うこととする。

6 労務費ダンピング調査について

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する予定価格1億円以上の工事について、内訳書に記載された労務費等の適正性の調査（労務費ダンピング調査）を次のとおり実施するものとする。

(1) 落札候補者から提出された内訳書に記載された直接工事費が、一定水準を下回る場合は、落札候補者に対し、その理由を確認する。

(2) (1)の一定水準は、「京田辺市建設工事に係る低入札価格調査制度事務取扱要綱」（令和2年7月15日施行）第2条第1項第1号に規定

する金額とする。なお、一般土木工事等とは異なる特殊な体系を有する工事等（建築工事、設備工事等）における経費等の区分については、京都府の運用に準ずる。

- (3) (1)の確認は、落札候補者から理由書の提出を求める方法により行う。
- (4) 確認の結果、合理的な回答が得られなかった場合は、落札候補者に対し、合理的な理由なく労務費を削減してはならない旨及び適正な賃金を支払わなければならない旨について、労務費ダンピング調査の結果に基づく要請を通知する。
- (5) (4)の要請を行った場合は、案件毎に、入札金額内訳書調査票に必要事項を記載した上で、入札公告文、特記仕様書、設計図書等に関する質問及び回答、金入設計書並びに落札候補者から提出された内訳書及び理由書を付して、京田辺市長あて報告するものとする。
- (6) 京田辺市長は、(5)の報告があった場合、国土交通省が設置する建設Gメンあて通報するものとする。

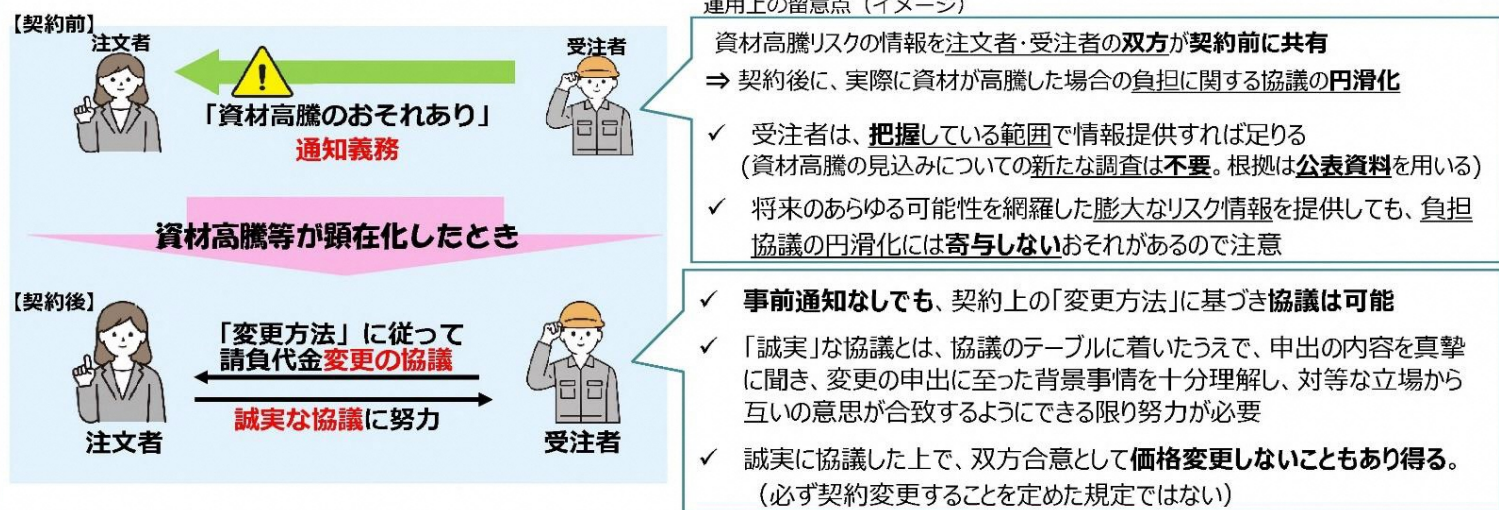
建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定により、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないとされたところであり、その取扱いを次のとおり定めましたのでお知らせします。

1 恐れ情報の通知と誠実協議の求め

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第二十条の二 (略)

- 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに**、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて**通知しなければならない**。
- 3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合**には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての**協議を申し出ることができる**。
- 4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない**。



注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務 (申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は禁止)

今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ、変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定

(国土交通省HP)より

2 対象工事

全ての建設工事

3 通知方法

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)が落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでの間に、別記様式による通知書を提出し、契約に関する事務を担当する組織の長が、これを受領することにより行うものとする。

4 適用開始日

令和7年3月1日から適用する。

(別記様式)

令和 年 月 日

発注機関の長 様

所在地：

名称：

代表者名：

(押 印 省 略)

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：

(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：

(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：

(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- ☐ その他連絡事項 (空欄可)

(自由記述：上記のほかに工期等に影響を与えることが想定される情報等)

注)

- 1 本通知書については、建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第 20 条の 2 第 3 項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

令和7年12月2日に健康保険被保険者証が廃止されたことに伴い、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等が、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であることを証明する資料（以下「雇用関係証明資料」という。）の取扱いについて、参考までに下記のとおり周知します。

1 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（雇用関係証明資料） （「建設工事と技術者の配置について」第3第2項（2））

配置予定技術者が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる資料として、以下のいずれかを提出してください。

- ア 監理技術者資格者証の写し（表・裏）
- イ 住民税特別徴収税額通知書の写し
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- エ 所属会社の雇用証明書の写し（※）
- オ その他上記アからエに準ずる資料の写し

※ 原則、雇用証明書（様式2－4）によるものとします。
必要な記載事項を満たしており、直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されたものであれば、様式2－4以外の様式でも差し支えありません。
根拠資料の提出は不要ですが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求める場合があります。

2 雇用関係証明資料の確認事項

次頁以降に示す「確認のポイント」のとおりとします。

3 その他

令和7年12月2日以降、健康保険被保険者証は雇用関係証明資料とは認められませんので、お気を付けください。

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）
【確認のポイント】

京田辺市建設部

ア 監理技術者資格者証の写し(表・裏)

- 有効期限は5年間のため、5年毎に更新手続きが必要。
- 更新した場合、直近の内容のみが記載される。

被雇用者（技術者）と一致しているか

「入札の申込みのあった日」から3ヶ月以上前に交付されているか

表面

氏名 建設 太郎 昭和45年 9月 3日生

住所 東京都千代田区二番町3番地

初回交付 令和 5年 7月 3日 交付 令和 5年 7月 3日

交付番号 第 000000000000号

監理技術者資格者証

令和10年 7月 2日 まで有効

国土交通大臣指定資格者証交付機関

一般財団法人 建設業技術者センター理事長

所属建設業者 (株) O×建設

有する資格 土施 一建施

建設業の種類 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗め板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

有・無 1111111001111111111110100011001

雇用者（申請者）と一致しているか

裏面

裏面が提出されているか
記載事項に変更はないか

監理技術者講習修了履歴

修了番号: 第1234-1234567890号 修了年月日: 令和 5年 5月 3日

氏名: 建設 太郎 生年月日: 昭和45年 9月 3日

講習実施機関名: (一財) O××

資格者証備考

更新は期限の30日前(追加は期限の45日前)までに申請を

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）

【確認のポイント】

京田辺市建設部

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し （健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）

- 新たに資格取得を行った際に、日本年金機構から事業者（雇用者）あて通知される。

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 株式会社〇〇建設 □□■様		雇用者（申請者）と 一致しているか	
123456789ABCDEFGF 0000000 0000/0000 0000		書類名は正しいか	
健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書			
事業所整理番号 事業所番号		直接的かつ恒常的な雇用関係の証明に 不要な個人情報がマスキングされているか	
被保険者 整理番号	被保険者氏名 生年月日 種別(性別) 取得区分 被保険者 区分	資格取得年月日 基礎年金番号	標準報酬月額 被保険者住所
■	京都 太郎 S60. 1. 1	R 7. 7. 25	健保： ■ 厚年： ■
被雇用者（技術者）と 一致しているか		最新の定時決定（毎年9月）を 経ていないか。	
※1 元号 S：昭和 H：平成 R：令和 ※2 種別(性別) 1(男)：男性 2(女)：女性 3(杭)：坑内員 5(基男)：男性（基金加入） 6(基女)：女性（基金加入） 7(基杭)：坑内員（基金加入） ※3 取得区分 1(新)：新規加入 2(再)：再取得 3(共)：共済組合 4(船)：船員保険 5(新)：新規取得 6(再)：再取得			
上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がされ		日本年金機構や健康保険組 合が発行しているか	
令和7年8月10日			
日本年金機構理事長 (〇〇年金事務所)			

京田辺市建設部

- 毎年8月頃に、日本年金機構から事業者(雇用者)あて通知される。

日本年金機構や健康保険組合が発行しているか

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について（参考）

【確認のポイント】

京田辺市建設部

エ 所属会社の雇用証明書の写し

- ・ ア～ウの書類が提出できない場合は、雇用証明書により直接的かつ恒常的な雇用関係の確認を行う。
- ・ 直接的かつ恒常的な雇用関係について証明されていれば、別の様式による提出も認める。
- ・ 根拠資料の提出は不要だが、内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。
- ・ 提出は写しで可。

(様式2-4)

雇用証明書	
被雇用者（技術者）と一致しているか	雇用者（申請者）と一致しているか
証明日（※1）	令和7年10月1日
被雇用者	事業者（雇用者）
氏名 京都 太郎	〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 株式会社〇〇建設 代表取締役 京都 次郎
生年月日 平成2年5月1日	押印等
被雇用者を下記の労働条件で雇用していることを証明します。（※2）	
契約期間	1. 事業者が（就業規則に）定める退職の日まで（平成24年4月1日より採用） 2. 期間の定めなし（ 年 月 ） 3. 年 月 日 ～
給与（該当するものに○）	1. 被雇用者の給与は、事業者（雇用者）から直接支払っている。 2. 被雇用者の給与は、事業者（雇用者）からは直接支払っていない。
勤務時間及び日数（該当するものに○）（※2）	1. 事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の4分の3以上である。 2. 事業者（雇用者）が（就業規則に）定める所定労働時間及び日数の4分の3未満である。
（※1）入札申請日以前の日付であること。なお、入札申請日とは、一般競争入札の場合は入札参加資格確認申請日、指名競争入札の場合は入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出日を指す。	
（※2）原則根拠資料の提出を求めることがある。	
（※3）健康保険法（大）に準じる。	

【恒常的な雇用関係】
「入札の申込みのあった日」から3ヶ月以上の雇用が確認できるか

【直接的な雇用関係】
直接的な雇用関係が確認できるか（どちらも1に○がついているか）